



長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会報告書を公表します

観光部では、「登山者に安全安心に登山を楽しんでもらうための、望ましい山岳ガイド資格制度のあり方」をテーマに、昨年 5 月に「長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会」を設置し、検討を行ってきました。

このたび、研究会において報告書をとりまとめましたので、公表します。

1 開催経過

「長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会」（座長：菊地俊朗氏）において、平成 22 年 5 月 31 日から 5 回にわたり検討してきました。

詳しくは、別添 1 をご覧ください。

2 報告書の内容

報告書の概要は別添 2、報告書（概要版 17 ページ）は別添 3 のとおりです。

※ 報告書本体（91 ページ）及び別冊資料集（98 ページ）は、長野県のホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kanko/kankoki/guide/guide-index.htm>

※ 報告書本体及び別冊資料集の印刷したものをご入用の場合は、お手数ですが、観光部観光企画課までお越しください。

長野県観光部観光企画課
担当：（課長）長谷川 浩 （担当）奥原淳夫 中嶋大輔
電話：026-235-7251（直通）
【代表】026-232-0111（内線 3516、3517）
FAX：026-235-7257
E-mail：kankoki@pref.nagano.lg.jp

長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会について

長野県観光部観光企画課

1 目的

中高年登山者の遭難事故増加、日程を強行するツアー登山の問題が表面化していることから、「登山者に安心・安全に登山を楽しんでもらうための、望ましい山岳ガイド資格制度のあり方」をテーマに検討を行う。

2 検討状況

(1) 長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会の設置

平成 22 年 5 月 31 日

(2) 検討内容

- ① 長野県における山岳ガイド資格制度の望ましいあり方について（長野県に求められる山岳ガイドについて／資格取得の方法について／質レベルの向上について／ガイドの活用方法について）
- ② 中高年を中心とした登山者への啓発について
- ③ ツアー登山を企画実施する旅行会社への対応について

(3) 委員構成

委員 10 名 オブザーバー 1 名 (50 音順 敬称略)

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|----------|------------------------------------|----|
| 縣 和彦 | 大町市産業観光部観光課長 | |
| 磯野 剛太 | 社団法人日本山岳ガイド協会専務理事 | |
| 岩本 文成 | 株式会社ジェイティービー中部国内商品事業部地域統括部長（長野県担当） | |
| 菊地 俊朗 | ジャーナリスト | 座長 |
| 久保田賢次 | 株式会社山と溪谷社企画開発部マネージャー | |
| 畠山憲一郎 | 北アルプス登山案内人組合連合会会長 | |
| 東 秀訓 | 国立登山研修所専門職 | |
| 宮本 義彦 | 長野県山岳協会会長 | |
| 山口 孝 | 北アルプス山小屋友交会会長 | |
| 米川 正利 | 八ヶ岳山岳ガイド協会会長 | |
| (オブザーバー) | | |
| 傎木 靖 | 長野県山岳総合センター専門主事 | |

(4) 会議内容

| 回数 | 開催月日 | 検討内容 |
|----|--------|---|
| 1 | 5月31日 | 山岳ガイド資格制度に関する現状と課題／検討のための論点整理／長野県独自の山岳ガイド資格の必要性について |
| 2 | 7月16日 | 長野県において求められる山岳ガイドについて／現在の有資格者への対応について |
| 3 | 9月14日 | 資格レベル、取得及び更新の方法について／研修について |
| 4 | 11月17日 | 長野県の山岳ガイド資格制度の方向性について／ツアー登山旅行社への対応について／一般登山者への対応について／検討のとりまとめについて |
| 5 | 1月14日 | 研究会報告書（案）について |

(5) 報告書の概要

別紙のとおり

「長野県山岳ガイド資格制度のあり方について」の概要

長野県観光部観光企画課

別添2

現行の資格制度

- 長野県内で登山案内業を営むには、知事による許可が必要とされ、そのための試験を実施している。（根拠：長野県観光案内業条例 昭和28年）
- この登山案内業者を「信州登山案内人」と呼んでいる。

| | 1 現状 | 2 課題 | 3 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方 | 4 長野県山岳観光振興のための提言 | |
|------------|--|--|--|--|---|
| 長野県の登山 | | | | | |
| | 基本的な考え方 | 検討項目 | 議論のまとめ | 目的 | |
| | (1) 中高年登山者や山ガールをはじめとした初心者の増加。 (2) 本格的なクライミングは少数。 (3) 未組織登山者の増加。 (4) ツアー登山の隆盛。 (5) 外国人登山者の増加。 | (1) 山岳遭難者に占める中高年者割合が増加。 (2) 登山界全体としては、①知識、技術、経験が十分でない登山者が増加、②山岳会等の衰退に伴い、正しい知識を学ぶ場が減少。 (3) ツアー登山については、①参加者のレベル、年齢が多様であること、②ガイドの質が様々であることなどから生ずる危険性が存在。 (4) 多くの外国人登山者は、知識、装備が不十分。 | 長野県における新しい登山しやすい内山岳人制度のドリバーチャル化のあり方 一般への対応 ツアーディビジョンへの対応 | (1) 本県独自の資格制度の必要性 (2) 登山をめぐる環境の変化に積極的に対応。 (3) 旅行者(登山者)のニーズに対応。 (4) 本県資格のあり方(試験レベル、研修、資格更新の方法、有資格者への対応) (5) 本県山岳観光を取り巻く諸課題にも視野を拡大。 (6) 一般登山者、外国人登山者への対応 | ①新たな山岳ガイド資格制度の構築 ②登山者の満足度向上 ③ガイド資格制度の周知 ④旅行会社への働きかけ ⑤登山者への啓発、知識・技術の向上 |
| 長野県観光案内業条例 | (目的) (1) 悪質な客引きや料金等のトラブルの防止。 (2) 観光案内業者の資質の向上及び業務の適正化。 (経過) ○条例制定から現在まで大きな見直しなく、ほぼ制定当初の形で存続。 | (1) 運用により山岳ガイドにのみ適用。 (2) 報酬を得てガイド業を行う場合には知事の許可が必要とされながら、無許可による者が存在。 (3) 無許可ガイドに対しては罰則規定があるが、これを取り締まることは困難。 | ツアーディビジョンへの対応 | (1) 地元の山に精通した独自の山岳ガイドが必要。 (2) 本県の山岳ガイドに求められる能力と知識は4点。 ① 安全確保能力 ② 登山に関する一般的な知識 ③ 山の歴史や文化に関する知識 ④ コミュニケーション能力(接客やおもてなし) (3) 新制度は、山岳ガイドの一定の能力・知識を県が認証。 (4) 資格のレベルは、現実のガイドが対象としている、入門から中級までの登山に対応。 (5) 山岳ガイドの能力向上を図るため、研修を充実強化。 (6) 資格更新の条件として、研修受講を義務付け。 一線から退いているガイドには一定の配慮。 | ①条例制定懇話会 ↓ ・条例制定 (営業許可→能力認証) ②作業部会 ↓ ・試験制度見直し (詳細設計) ③接客、おもてなしの研修 ④研修の充実 ⑤語学研修 ⑥ウェブサイト、情報誌ほかによるPR ⑦直接的な働きかけ ⑧山岳総合センターの研修機能の充実強化 ⑨受け入れ態勢の整備 ↓ ・案内板の外国語表記 ・通訳ボランティアの配置 |

別添3

長野県山岳観光の新たな道標に

～長野県山岳ガイド資格制度のあり方について～

【概要版】

平成23年1月

長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 「長野県山岳ガイド資格制度のあり方について」の概要 | 1 |
| 第1章 長野県における登山・山岳ガイドに関する現状と課題 | 3 |
| 第1 現状 | 3 |
| 第2 課題 | 4 |
| 第3 検討の内容 | 5 |
| 第2章 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方 | 7 |
| 第1 長野県独自の山岳ガイド資格の必要性 | 7 |
| 第2 長野県において求められる山岳ガイド | 7 |
| 第3 山岳ガイド資格制度のあり方 | 8 |
| 第4 資格の更新 | 12 |
| 第5 現在の有資格者への対応 | 12 |
| 第6 まとめ | 12 |
| 第3章 ツアー登山を企画する旅行会社への対応 | 14 |
| 第1 現状 | 14 |
| 第2 課題 | 14 |
| 第3 対応策 | 14 |
| 第4章 安全安心な登山を実現するための方策 | 15 |
| 第1 一般登山者 | 15 |
| 第2 外国人登山者 | 15 |
| 第5章 山岳ガイド資格制度の周知 | 16 |
| 第6章 長野県山岳観光の振興のための提言 | 17 |

「長野県山岳ガイド資格制度のあり方について」の概要

現行の資格制度

- 長野県内で登山案内業を営むには、知事による許可が必要とされ、そのための試験を実施している。（根拠：長野県観光案内業条例 昭和28年）
- この登山案内業者を「信州登山案内人」と呼んでいる。

| 長野県の登山 | 1 現状 | 2 課題 | 3 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方 | | | 4 長野県山岳観光振興のための提言 | | |
|------------|--|---|--|--|---|-------------------|--|--|
| | 基本的な考え方 | 検討項目 | 議論のまとめ | 目的 | 内容 | 手段 | | |
| | <p>(1) 中高年登山者や山ガールをはじめとした初心者の増加。</p> <p>(2) 本格的なクライミングは少数。</p> <p>(3) 未組織登山者の増加。</p> <p>(4) ツアー登山の隆盛。</p> <p>(5) 外国人登山者の増加。</p> | <p>(1) 山岳遭難者に占める中高年者割合が増加。</p> <p>(2) 登山界全体としては、①知識、技術、経験が十分でない登山者が増加、②山岳会等の衰退に伴い、正しい知識を学ぶ場が減少。</p> <p>(3) ツアー登山については、①参加者のレベル、年齢が多様であること、②ガイドの質が様々であることなどから生ずる危険性が存在。</p> <p>(4) 多くの外国人登山者は、知識、装備が不十分。</p> | <p>長野県における新しい登山案内山岳ガイド制度の確立見直し・資格制度のあり方</p> <p>一般への対応</p> <p>ツアーディビジョン</p> | <p>(1) 山岳ガイドは、本県の山岳と登山者をつなぐソフトインフラ。</p> <p>(2) 登山をめぐる環境の変化に積極的に対応。</p> <p>(3) 旅行者（登山者）のニーズに対応。</p> <p>(4) 本県山岳観光を取り巻く諸課題にも視野を拡大。</p> <p>(5) 一般登山者、外国人登山者への対応</p> | <p>(1) 本県独自の資格制度の必要性</p> <p>(2) 本県において求められる山岳ガイド（能力、独立性）</p> <p>(3) 本県資格のあり方（試験レベル、研修、資格更新の方法、有資格者への対応）</p> <p>(4) 一般登山者、外国人登山者への対応</p> <p>(5) 本県の山に精通した独自の山岳ガイドが必要。</p> <p>(6) 本県の山岳ガイドに求められる能力と知識は4点。 ① 安全確保能力 ② 登山に関する一般的な知識 ③ 山の歴史や文化に関する知識 ④ コミュニケーション能力（接客やおもてなし）</p> <p>(7) 新制度は、山岳ガイドの一定の能力・知識を県が認証。</p> <p>(8) 資格のレベルは、現実のガイドが対象としている、入門から中級までの登山に対応。</p> <p>(9) 山岳ガイドの能力向上を図るために、研修を充実強化。</p> <p>(10) 資格更新の条件として、研修受講を義務付け。 一線から退いているガイドには一定の配慮。</p> <p>(11) 基本的な知識、正しい知識の習得促進。</p> <p>(12) 山岳総合センター研修講座の充実強化の検討が必要。</p> <p>(13) 本県の山岳ガイドの活用に向けた、積極的な情報発信が必要。</p> | <p>長野県山岳観光の振興</p> | <p>① 新たな山岳ガイド資格制度の構築</p> <p>② ガイドの資質向上</p> <p>③ ガイド資格制度の周知</p> <p>④ 旅行会社への働きかけ</p> <p>⑤ 登山者への啓発、知識・技術の向上</p> | <p>○ 条例制定懇話会 ↓ ・ 条例制定（営業許可→能力認証）</p> <p>○ 作業部会 ↓ ・ 試験制度見直し（詳細設計）</p> <p>○ 接客、おもてなしの研修</p> <p>○ 研修の充実</p> <p>○ 語学研修</p> <p>○ ウェブサイト、情報誌ほかによるPR</p> <p>○ 直接的な働きかけ</p> <p>○ 山岳総合センターの研修機能の充実強化</p> <p>○ 受け入れ態勢の整備 ↓ ・ 案内板の外国語表記 ・ 通訳ボランティアの配置</p> |
| 長野県観光案内業条例 | <p>（目的）</p> <p>(1) 悪質な客引きや料金等のトラブルの防止。</p> <p>(2) 観光案内業者の資質の向上及び業務の適正化。</p> <p>（経過）</p> <p>○ 条例制定から現在まで大きな見直しではなく、ほぼ制定当初の形で存続。</p> | <p>(1) 運用により山岳ガイドにのみ適用。</p> <p>(2) 報酬を得てガイド業を行う場合には知事の許可が必要とされながら、無許可による者が存在。</p> <p>(3) 無許可ガイドに対しては罰則規定があるが、これを取り締まることは困難。</p> | | | | | | |

第1章 長野県における登山・山岳ガイドに関する現状と課題

第1 現状

1 登山者の現状

- 国内の登山人口は平成5年の940万人がピークで、近年は600万人前後で推移。
- 本県については、平成21年の登山者数は52万1000人。ここ5年ほぼ横ばいの状況。
- 近年の登山界では「中高年登山者の増加」がキーワード。ここ数年の傾向は、中高年層だけでなく、若年層も着実に増加。「山ガール」と呼ばれる女性の登山者が増加。
- これらの登山者は、整備された登山道の登山を楽しむのが一般的。岩壁、岩稜登攀といった本格的なクライミングをする者は少数派。
- 各地域の山岳会では、高齢化が進行。
- 大学山岳部も、部員の減少に伴う活動の縮小が課題。組織登山者が減少する一方で、未組織の登山者が増加。

2 山岳遭難の現状

- 全国の山岳遭難者の状況は、平成21年は2,085人。このうち60歳以上の者が1,040人。全遭難者に占める割合は、年々上昇。
- 全都道府県中、本県は、平成21年における遭難件数は173件とトップ。遭難者数は186人で第2位。

3 ツアー登山

- ツアー登山については、「①ガイドとの間の信頼関係が希薄、②参加者のレベルがさまざまであること、③参加者のレベルを把握することの難しさ、④営利性、⑤自己責任の意識が希薄等、もともと事故のリスク要因の多い登山形態である」といった危険性が指摘。
- 遭難者数に占めるツアーディングの割合は低い。しかし、ひとたび発生すると、平成21年7月の北海道トムラウシ山遭難事故のような大事故が発生。

4 信州登山案内人

- 本県には昭和28年に制定された「長野県観光案内業条例」を根拠とした資格制度がある。
- 「観光案内業」の許可について定めているものの、実質は「登山案内人」に対する許可制度を定めた条例。この条例に基づき、知事の許可を得た山岳ガイドが「信州登山案内人（以下、「案内人」という。）」であり、現在約500人が存在。

5 外国人登山者

- 近年の登山に関する傾向として、外国人登山者が増加。本県では、特に北アルプスへの韓国人登山者の増加が顕著。
- これらの外国人登山者は、一般的には日本の山に関する知識が不足し、十分な装備のないままに登山をするなどの、問題点が指摘。

第2 課題

1 本県における登山・山岳ガイドに関する課題

登山・山岳ガイドに関する課題は以下のとおり。

- (1) 中高年登山者の増加に伴い、山岳遭難に占める中高年者割合が増加。
- (2) 登山界全体としては、
 - ① 知識、技術、経験が十分でない登山者が増加。
 - ② 山岳会、大学登山部の衰退に伴い、正しい知識を学ぶ場が減少。
 - ③ 登山に対する危機意識が欠落している者が増加。
- (3) 外国人登山者が増加する一方で、その多くは、登山に関する知識、装備が不十分。外国人に対する啓発が必要。
- (4) 県内では、山岳ガイドが引率した登山での遭難事故発生は少ないが、一定レベルの能力を有するガイドの確保が必要。
- (5) ツアー登山については、様々な危険性が指摘されていることから、登山を企画する旅行会社への対応が必要。

2 長野県観光案内業条例に関する課題

長野県観光案内業条例に関する課題は以下のとおり。

- (1) 条例の文言上、県内で活動する全ての観光ガイドに適用されると解されるが、現実には山岳ガイドにのみ適用。
- (2) 報酬を得て観光客の案内を行う場合には知事による許可を必要とされながら、無許可による者が多数存在。
- (3) 無許可ガイドに対しては罰則規定があるが、これを取り締まることは困難。

第3 検討の内容

1 検討にあたっての基本的な考え方

- (1) 本県における山岳ガイドは、本県の山岳と登山者をつなぐ、本県山岳観光を支える「ソフトインフラストラクチャー」。

- (2) 登山をめぐる環境の変化に対応しながら、全国唯一の独自性と歴史を有する制度を存続。
- (3) 一般登山者は、山岳ガイドに対して、
- ① 登山を楽しませてくれるコーディネーター
 - ② 計画を積極的に進めてくれるリーダー
 - ③ 山の歴史、文化を教えてくれるコメントーター、の役割を期待。
- (4) 本県の山岳ガイドに求められる能力・知識は、
- ① 安全確保能力
 - ② 登山に関する一般的な知識
 - ③ 山の歴史や文化に関する知識
 - ④ コミュニケーション能力 の4点。
- (5) 「営業」の許可制度から、「能力」の認証制度へと転換。
- (6) 山岳観光の振興という観点から、山岳総合センターのあり方、外国人登山者への対応など、本県山岳観光を取り巻く諸課題にも視野を拡大。

2 検討項目

- (1) 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方
- (2) ツアー登山を企画する旅行会社への対応
- (3) 一般登山者
- (4) 外国人登山者
- (5) 山岳ガイド資格制度の周知

第2章 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方

第1 長野県独自の山岳ガイド資格の必要性

次の3点を踏まえ、本県においては、「独自の山岳ガイド資格制度が必要。」という認識。

- 山岳は本県が全国に誇り得る観光資源で一致。本県には、毎年、多くの登山者が来訪。
- 登山において最も重要な内容は、安全安心な登山。「登山は自己責任で」が大原則であるものの、山岳ガイドが安全安心な登山に果たす役割は大きい。
- 増加する中高年登山者、山ガールに代表される初心者は、レジャーとしての登山を好み、山の歴史や文化への知的欲求も強いということから、山と登山者をつなぐ存在である山岳ガイドの役割は重い。

第2 長野県において求められる山岳ガイド

- 山岳ガイドには、登山に関する基本的な知識が求められることは大前提。これに加え、引率力や統率力、あるいは、急な地形や、転倒・転落時の対応能力が必要。これらは、山岳ガイドとして活動するための不可欠かつ基本的な能力。
 - 一方、本県のガイド付き登山の実態は、入門から中級レベルの登山がほとんど。登山者は、山岳ガイドに対して、登山を楽しませてくれて、山の歴史や文化を教えてくれることを期待。
 - 山岳ガイドは、安全安心に登山者を導くだけでなく、顧客の知的ニーズに対応していくべきであり、これこそが、本県山岳ガイドの独自性。
- 以上から、次の4点の能力と知識が本県の山岳ガイドに必要。

1 安全確保能力

- 山岳ガイドが果たす最も重要な役割は安全安心に登山者を導くこと。そのための、安全確保能力については、山岳ガイドの最も基本となる能力。

2 登山に関する一般的な知識

- 読図、気象、救難等様々な知識が必要であり、これらは、一般登山者を超える知識を身につけることが必要。
- 動植物や自然環境に関する知識も必要。

3 山の歴史や文化に関する知識

- 本県を訪れる登山者の満足度を高めていくためには、本県山岳ガイドの独自性が必要であり、その一つが、本県の山に関する歴史や文化の知識。

4 コミュニケーション能力（接客やおもてなし）

- 山岳ガイドは接客業。おもてなしの心が必要。
- 危急時には、登山者とガイドの信頼関係が安全を左右するため、「コミュニケーション能力」も必要。

第3 山岳ガイド資格制度のあり方

1 本県の山岳ガイド資格制度のあり方

- 目的は「本県の山岳観光の振興」。
- 制度は、安全確保能力、登山に関する一般的な知識、山の歴史や文化に関する知識、コミュニケーション能力の4つの能力・知識を認証するもの。
- 「営業」の許可制度から、ガイドの「能力」を認証する制度へ転換。

- 現行条例については、
 - (1) 許可により業務独占させる場合は、国民の権利、財産、生命、身体の保護という目的が必要。しかし、県内の山岳ガイド業務については、生命、身体の保護という側面はあるものの、業務を独占させるための合理的な説明は困難。
 - (2) 現実に存在する無許可ガイドについて、その実態（人数、活動状況等）の把握や取締りは、事実上困難。
といった問題点から、「能力」の認証制度への転換を妥当としたところ。

2 職能範囲

- ガイドに必要な4つの能力・知識を有すると認められた山岳ガイドが、すべてのガイド行為に対応できるわけではない。
- 対応できないガイド行為については、(社)日本山岳ガイド協会のガイド資格を有する者を紹介するなどの対応が必要。
- 本県の山岳ガイドの行うガイド行為は、本県の山岳ガイドの独自性である、「歴史や文化など長野県の山岳に関する幅広い知識を伝えること。」を基本とした上で、次のとおりとすべき。
 - ① 無積雪期における、整備された登山道でのガイド行為。
 - ② 四季を通じた、自然に親しむことを目的としたハイキングにおけるガイド行為。
但し、ロープを積極的に使用する岩壁等登攀は除く。
なお、この範囲で対応が難しい登山については、その困難度の説明や、(社)日本山岳ガイド協会資格を有するガイドを紹介するなど、適切なアドバイスを行う。

3 試験

- (1) 筆記試験

- ・ 出題分野については、本県の山岳ガイドの独自性である、山の歴史や文化、山小屋に関する知識を問う分野を加えることが必要。
- ・ 受験者の人柄、意欲を確認するため、記述式の出題方法についても検討することが必要。
- ・ 接客業である山岳ガイドには、信頼される人柄、人格を測るために、面接試験を実施することもひとつの手法。
- ・ 参考図書の指定も検討。

(2) 実技試験

- ・ 実技試験の目的は、登山者の転落、転倒時における救助に必要な最低限の確保技術を有しているかの確認。
- ・ 「登山者を背負う能力、体力」や「応急手当の技術」を測ることを検討することが必要。

4 研修

- 研修については、受講の義務付けが必要。
- 座学研修については、山に関する歴史や文化、そしてコミュニケーション能力（接客やもてなし）の向上に寄与する講座の充実等内容を改善することが必要。

5 作業部会の設置

- 資格試験の方法、研修のあり方については、専門知識を有する者による作業部会（仮称）で検討を進めることが必要。

6 長野県山岳総合センターの研修機能

- 山岳総合センターは、登山指導者の育成及び学校関係者や一般登山者の登山技術・知識の向上のための役割を果たしてきた。

- 本県山岳観光振興のために、山岳ガイドに対する研修や、一般登山者の登山知識・技術の習得研修の場として、山岳総合センターを更に活用することが必要。

一方で、設備や人員に関する課題から、機能強化については、国立登山研修所との相互連携など、より効果的な体制を整えることも求めたい。

- 本研究会では、一般登山者向けの研修講座の充実と、本県山岳ガイドのための研修講座の充実及び機能強化について、山岳総合センターのあり方という本質的な議論と併せて、検討を進めることに期待。

7 国における山岳ガイド資格制度構築の必要性

- 国の新成長戦略では、観光立国の推進が 7 つの成長分野のひとつ。21 世紀日本の復活に向けた国家戦略プロジェクトのひとつに、「訪日 3000 万人プログラム」。
- これらの目標の達成には、受入側の体制整備という観点も重要。諸外国には山岳ガイドの養成機関が存在している一方で、日本国内には、山岳観光を支える人材を育成するという観点が欠如。
- 全国の平成 22 年の夏山（7 月～8 月）の山岳遭難発生状況については、発生件数、遭難者数のいずれも過去最高を記録。
- 中高年登山者の増加、山ガールに代表される初心者の増加、そして、外国人登山者の増加という状況は、今後も拡大、加速するものと予測。
- 安全安心な登山の実現は、山岳観光の振興、観光立国の推進の大きな課題。
- 観光旅行における安全の確保については、全国レベルでの取組が必要。
- 観光立国の推進と、安全安心な登山の実現は、全国共通の課題。国において、全国共通の山岳ガイド資格制度の構築について検討に着手されることを期待。

第4 資格の更新

- ガイド資格の取得はゴールではなく、山岳ガイド活動のスタートであるとの認識の下、研修の受講を更新の条件とすることが必要。

第5 現在の有資格者への対応

(1) 現行資格を有する者

- 現行資格を有する者については新制度の資格を有するとみなす。資格の有効期間については、各々の有効期間の範囲内。

(2) 高齢の案内人

- これまでに課してきた資格の更新手続を、ある一定の年齢に達したところで免除し、本人の資格返上の意思のない限り永年資格とする。
- 高齢ではあるものの、未だ現役でガイド活動をする者については、更新手続は免除。研修には任意参加。
- 研修を、最新の知識や技術の習得の場としたり、高齢の案内人自身が有する知識や技術を伝承する機会として活用。

(3) 現役ガイドに対する研修の義務付け

現役のガイドについては、研修受講を義務付け、資格更新の条件とすることが必要。

第6 まとめ

山岳ガイド資格制度の望ましいあり方のポイントは次のとおり。

- 1 本県には独自の山岳ガイド資格制度が必要。

- 2 本県独自の山岳ガイドに必要な能力・知識は、①安全確保能力、②登山に関する一般的な知識、③山の歴史や文化に関する知識、④コミュニケーション能力（接客やおもてなし）の4点。
- 3 新しい山岳ガイド資格制度は、山岳ガイドの一定の能力・知識を測り、認証する制度とすること。
現行の「営業」の許可制度から、上記の「4つの能力・知識」の認証制度へと転換。
- 4 資格のレベルは、現実のガイド行為が対象としている、入門から中級までの登山に対応。
- 5 山岳ガイドの能力向上を図るため、研修を充実強化。
- 6 資格更新の条件として、研修受講を義務付け。高齢の、ガイド活動の第一線から退いている方々については、現役のガイドとは異なる対応として配慮。

第3章 ツアー登山を企画する旅行会社への対応

第1 現状

- ツアー登山については、年間で50件超の取扱実績を有する、専門の旅行会社も存在。
- 安全安心な登山の実現に向け、県では、旅行業界団体に対して、ツアーダイレクションの安全確保に関する通知を発出。
- 県警察本部では、ツアーダイレクションにおける安全確保のための啓発資料をホームページに掲載。
- 信州登山案内人へのツアーダイレクションでのガイドの依頼については、案内人組合を通じたものが約49%、旅行会社から直接依頼されたものが約43%。
- 個々の組合への聞き取りでは、過去に実績のある旅行会社に対しては、営業活動を行っているが、新規開拓は行っていない。

第2 課題

- 県では、旅行会社への働きかけを行っているが、効果は不明。
- 業界団体経由ではなく、ツアーダイレクションを専門に取扱う旅行会社への直接の働きかけを強化することが必要。
- 県内の登山案内人組合と旅行会社との関係は希薄であるため、個々の組合から旅行会社への働きかけを行っていくことが必要。

第3 対応策

- 今後は、関係団体のみならず、個々の旅行会社に対し、ツアーダイレクションにおける安全確保に向けた配慮を直接依頼することが必要。
- 信州登山案内人の活用についても直接PRし、積極的な活用を促進。

第4章 安全安心な登山を実現するための方策

第1 一般登山者

- 一般登山者の状況については、①中高年登山者の増加、②若年登山者数は回復傾向、③山ガールをはじめとした初心者の増加、④未組織登山者の増加。
- ①知識、技術、経験が十分でない登山者の増加、②山岳会、大学登山部の衰退等に伴い、正しい知識を学ぶ場が減少、③登山に対する危険意識が欠落している者が増加といった課題が指摘。
- 正しい知識、技術を学ぶ機会がなく登山を始めてしまったと言われている多くの登山者に、知識、技術を習得してもらうことは、今後の登山界にとって非常に重要な課題。
- 山岳ガイドに対する研修の充実と併せ、山岳総合センターの研修機能の充実強化が必要。

第2 外国人登山者

- 国内における外国人登山者数については、近年増加傾向。本県も同様で、特に北アルプスは韓国人登山者に人気。
しかし、外国人登山者は山に関する知識や装備が不十分。
- インバウンドの推進は観光振興の最重要課題のひとつ。外国人登山者の受入体制の整備は急務。
- 外国語表記の地図の作成や案内板整備への支援の更なる充実が必要。

第5章 山岳ガイド資格制度の周知

- 現行の信州登山案内人制度について、制度の周知については不十分。
- 県では、ホームページの掲載、山岳雑誌への情報提供などを通じて、制度を積極的にPRし、全国の登山者が本県の山岳ガイド資格制度を知り、安全な登山のために活用してもらえるように努めることが必要。

第6章 長野県山岳観光の振興のための提言

1 新たな山岳ガイド資格制度の構築

(1) 信州登山案内人条例制定懇話会（仮称）

本研究会のとりまとめを具体化するための、条例制定（改正）に向けた意見交換、意見聴取の場を設置。

(2) 信州登山案内人試験再設計作業部会（仮称）

本研究会の取りまとめ結果を踏まえ、専門知識を有する者により、試験や研修の実施方法について設計。

2 山岳ガイドの資質向上

(1) 山岳ガイドのコミュニケーション能力の向上のための、おもてなしや接客に関する研修の充実。

(2) 増加する外国人登山者へ対応するための語学研修の充実。

3 山岳ガイド資格制度の周知及び旅行会社への働きかけ

本県における登山を安全安心に楽しんでもらうため、一般登山者や旅行会社に対して、山岳ガイド資格制度を周知し、活用を呼びかけ。

4 一般登山者への啓発並びに登山者の知識・技術の向上

(1) 一般登山者に対して、登山の正しい知識や技術の習得を促進。

長野県山岳総合センターにおける、登山案内人に対する研修講座を含めた研修機能の充実強化。

山岳総合センターのあり方についての検討を進める。

(2) 近年増加傾向にある外国人登山者に対応するため、案内板の外国語表記や、登山口への通訳ボランティアの配置等、安全安心な登山のための受入体制の整備を推進。